日本イコモス国内委員会

記者会見

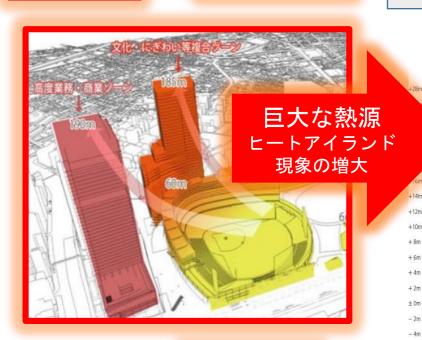
補足資料

2024年 9月24日

伊藤忠商事 190m

三井不動産 185m

外苑の文化的資産Culutral Heritage 「近代風景式庭園」の破壊 神宮球場の建設に伴う 外苑を代表する美しいイチョウ並木への負荷



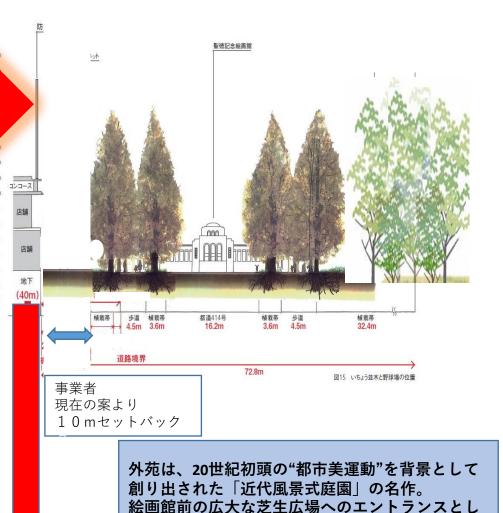
日照悪化

ビル風 風害

ホテル付 神宮球場 60m

地下杭 4 0 m

神宮球場



てのシンメトリー(左右対称)の美

図・出典 東京都「公園まちづくり制度」

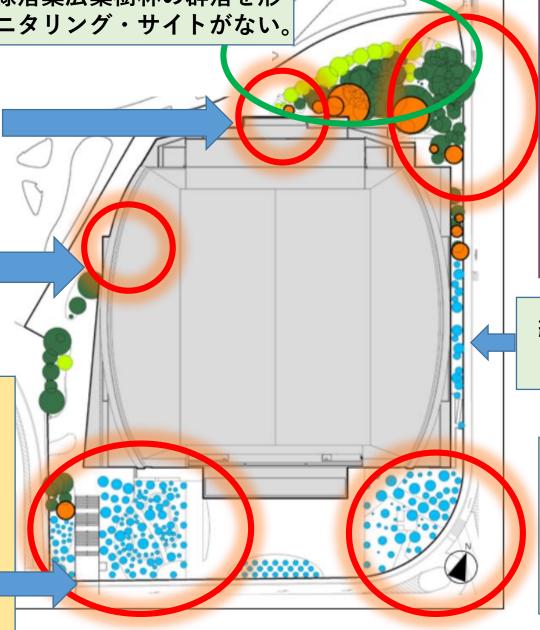
保存緑地とあるが、 建国記念文庫の常緑落葉広葉樹林の群落を形成していない。モニタリング・サイトがない。

ヒトツバタゴ 2代目の現地保存

霞門の保存 スダジイの保存

> 歩道橋 (約6.5m、 公表すべき)

狭小であり、安全 性のシミュレー ションが必要 地区計画の再審が 必要。



ヒトツバタゴ 陽光の中で 開花

変更後

ラグビー場の 直下(北側) で、次第に 衰退する

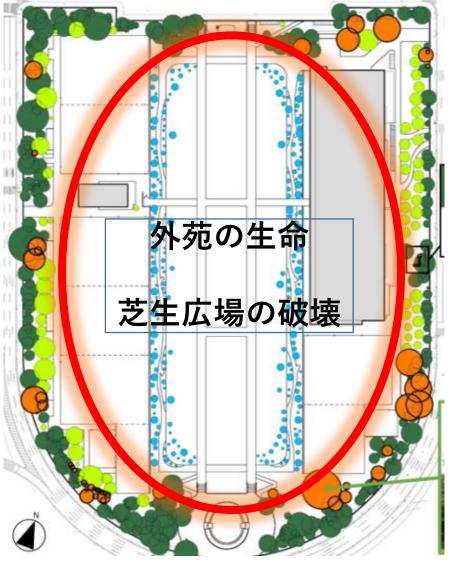
緑の軸線の破壊 南北軸

安全性の確保

広場が必要

近代風景式庭園の核心である 絵画館前の広場の 「完膚無き破壊」





日本イコモス国内委員会

喫緊の問題

- ・気候変動に伴う猛暑日の増加
- ・イチョウの生育に甚大な影響
- ・事業者樹木医の見解(9月9日) 最も衰退が進んでいるイチョウ。 頂部は、いつ枯死しても不思議は ないほどの状況。
 - ・これは、イコモスの指摘と同じ。

野球場・秩父宮ラグビー場、

現在地でリニューアル

外苑内は、歩行者専用道路とする

(非常時、救急は確保)

都市幹線道路はオリンピックで整備済み

代替案の一つ(夢のかけはし)

- ・伐採樹木: 2本
- ・ヒートアイランド現象の緩和
- ・近代風景式庭園の保全、名勝指定
- ・新植を含み、2500本以上
- ・生物多様性の向上
- ・武蔵野の森の生熊系の再生
- ・絵画館前の広場の再生
- ・少年野球:解体した第二球場



内苑・外苑の サステイナビリティ

内苑

代々木公園の雨水を内苑に 環流

神域の森・運営施設は、明 治神宮が確保し、国に寄附。 元々国有地。

外苑

野球場、絵画館をのこし、公 園的エリアを国に寄附

制度設計の検討委員会の 立ち上げ

現実的に可能な制度

<国営公園口号> 昭和記念公園(立川)

例:平成記念公園(内苑・外

苑・連絡道路)等

財源

事業者の大義: 内苑の緑を守る 三井、伊藤忠、

許認可権者: 東京都

日本国憲法違反

伊藤忠商事、 三井不動産が 何がしかの お金を積んで も、内苑の杜 は、護れない。

理由

・水資源の枯渇、 上流域の代々木流 園からの雨水流入 がない(創建時の 設計、代々木練兵 場からの泥流の流 入を防いだ)

・ナラ枯れの進展

国営公園 都市公園法 第2条第1項第2号

(目的)

第1条 この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。
 - 一 都市計画施設(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。)である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第2項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地
 - 二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの
 - ★ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地(口に該当するものを除く。)
 - □ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図る ため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地